

建築基準法における建築物の高さ規制について

用途地域	絶対高さ	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影規制
第一種低層住居専用地域	10m	1.25	なし	5m+1.25	1.5m 3h-2h
第一種中高層住居専用地域	なし	1.25	20m+1.25	なし	4m 4h-2.5h
第一種住居地域	なし	1.25	20m+1.25	なし	4m 5h-3h
第二種住居地域	なし	1.25	20m+1.25	なし	4m 5h-3h
準住居地域	なし	1.25	20m+1.25	なし	4m 5h-3h
近隣商業地域	なし	1.5	31m+2.5	なし	4m 5h-3h
商業地域	なし	1.5	31m+2.5	なし	なし
準工業地域	なし	1.5	31m+2.5	なし	4m 5h-3h
工業地域	なし	1.5	31m+2.5	なし	なし
工業専用地域	なし	1.5	31m+2.5	なし	なし
指定の無い地域	なし	1.5	20m+1.25	なし	なし
南平台地区	10m	1.25	20m+1.25(※1)	5m+1.25	なし
上本郷地区	10m(※2)	1.5	20m+1.25	なし	なし
阿見東部工業団地周辺地区	10m(※3)	1.5	20m+1.25	なし	なし

※1 9、10地区除く

※2 住宅の用に供する部分以外で、第一種又は第二種低層住居専用地域の日影規制を満たす場合は20m以下

※3 第一種又は第二種低層住所専用地域の日影規制を満たす場合は上限なし